

# 兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第15号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

規 則	ページ
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	1
告 示	
昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	3
平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（同）	3
平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正（同）	3
会計管理者の権限に属する事務の一部委任及び会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任の特例（同）	4

## 公布された法令のあらまし

### ●財務規則の一部を改正する規則（規則第20号）

- 1 道路交通法の一部改正により、放置車両に係る放置違反金の収納の事務を私人に委託することができることとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 行政組織規則の一部改正に伴い、部局及びかいの出納員に充てられる職等について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第20号

### 財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「徴収又は収納の事務」を「徴収若しくは収納の事務（以下「使用料徴収等事務」という。）又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の16の規定により放置違反金の収納の事務（以下「放置違反金収納事務」という。）」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、放置違反金収納事務の委託を受けた者にあつては、収納した歳入を口座振替の方法により、指定金融機関に払い込まなければならない。

第49条第3項中「直ちに受託歳入振込内訳書（様式第24号）を」を「使用料徴収等事務の委託を受けた者にあつては受託歳入振込内訳書（様式第24号）を、放置違反金収納事務の委託を受けた者にあつては収納した放置違反金の金額、その収納の年月日及び納付義務者その他の収納した放置違反金の内容に係る事項を記録した電磁的記録を、直ちに」に改め、同条第4項中「第1項の委託を受けた者」を「使用料徴収等事務の委託を受けた者」に改める。

別表第1の1の部を次のように改める。

- 1 部局の出納員に充てられる職

部 局 名	職 名

出納局	出納局長
出納局会計課	課長
出納局会計課	決算・国費班長
出納局審査・指導課	課長
出納局審査・指導課	審査・指導班長
出納局審査・指導課	会計審査・指導専門員
出納局管理課	課長
出納局管理課	物品班長
出納局管理課	給与管理班長
企画県民部企画財政局総務課	経理班長
健康福祉部社会福祉局社会福祉課	経理班長
産業労働部政策労働局産業政策課	経理班長
農政環境部農政企画局総務課	経理契約班長
県土整備部県土企画局総務課	経理班長
出納局会計課	総務・企画班長
教育委員会事務局財務課	財務班長
警察本部会計課	課長
監査委員事務局監査第1課	総務・特別監査班長
人事委員会事務局総務課	総務審査班長
労働委員会事務局総務調整課	総務調整班長
議会事務局総務課	経理班長

別表第1の2の部中

「		
県民局		財務課長(但馬県民局にあっては、財務第1課長及び財務第2課長)
を		」
「		
県民局		財務課長(但馬県民局にあっては、財務第1課長及び財務第2課長)
県民センター		財務課長
に、		」
「		
こども家庭センター		総務課長(中央こども家庭センターにあっては、総務企画課長)
県立こどもの館 <sup>やかた</sup>		総務課長
を		」
「		
こども家庭センター		総務課長(中央こども家庭センターにあっては、総務企画課長)
に、		」

「 家畜保健衛生所	総務課長（総務課長の職制のないかいいにあっては、 安全対策課長）
を 「 家畜保健衛生所	安全対策課長

に改める。

別表第 8 の 2 支出又は支払の項中「係長又はこれと」を「班長若しくは主幹又はこれらと」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1 日から施行する。ただし、第49条の改正規定は、同年 6月 1 日から施行する。

告 示

兵庫県告示第303号の 6

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成26年 4月 1 日から施行する。

平成26年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 中 「神戸県民局」を「神戸県民センター」に、「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に、「豊  
 阪神南県民局」を「阪神南県民センター」に、「こ  
 岡こども家庭センター」を「豊岡こども家庭センター」に改める。  
 どもの館



兵庫県告示第303号の 7

平成19年兵庫県告示第409号の 3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成26年 4月 1 日から施行する。

平成26年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表部局における予算の執行事務を所掌する課におかれる出納員の項 3 (2)中「電信電話料金」の右に「、郵便料金」を加える。

表かいいの出納員の項 2 中「県民局」の右に「及び県民センター」を加える。

表かいいの出納員の項 3 中「神戸県民局」を「神戸県民センター」に改める。

表委任を受けた出納員欄中「出納局管理課物品係長の職にある出納員」を「出納局管理課物品班長の職にある出納員」に、「教育委員会事務局学事課指定都市給与係長の職にある出納員」を「教育委員会事務局学事課主幹の職にある出納員」に改める。



兵庫県告示第303号の 8

平成19年兵庫県告示第409号の 4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正し、平成26年 4月 1 日から施行する。

平成26年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表委任を受けた出納員欄中「県民局出納員」を「県民局及び県民センター出納員」に、「神戸県民局出納員」を「神戸県民センター出納員」に、「阪神南県民局出納員」を「阪神南県民センター出納員」に、「中播磨県民局出納員」を「中播磨県民センター出納員」に改める。

表丹波県民局出納員の項中「丹波健康福祉事務所出納員」を削る。



## 兵庫県告示第303号の9

会計管理者の権限に属する事務の一部委任及び会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任の特例を次のように定め、平成26年4月1日から施行し、同年5月31日限り、その効力を失う。

平成26年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、会計管理者の権限に属する事務の一部の委任を受けた出納員及び委任を受けた事務は、会計管理者の権限に属する事務の一部委任(平成19年兵庫県告示第409号の3)に定めるもののほか、次のとおりである。

委任を受けた出納員	委任を受けた事務
健康福祉部社会福祉局社会福祉課出納員	旧県立こどもの館で所掌する事務に係る次に掲げる事務 1 現金の出納及び保管をすること。 2 支出負担行為の確認をすること。

- 2 地方自治法第171条第4項の規定により、会計管理者からその権限に属する事務の一部の委任を受けた出納員から、更に委任を受けた分任出納員及び委任を受けた事務は、会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任(平成19年兵庫県告示第409号の4)に定めるもののほか、次のとおりである。

委任を受けた出納員	再委任を受けた分任出納員	再委任を受けた事務
健康福祉部社会福祉局社会福祉課出納員	健康福祉部社会福祉局社会福祉課出納員(県立こどもの館)	旧県立こどもの館における次に掲げる事務 1 現金の出納及び保管をすること。 2 支出負担行為の確認をすること。